

# 「関連意匠」に係る意匠審査基準の改訂について（案）

## 要約資料

# 目次

## 1. 関連意匠制度の概要

## 2. 関連意匠制度に係る令和元年意匠法改正の概要

## 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

改正点①「関連意匠のみに類似する意匠」の登録可能化

改正点② 関連意匠の出願可能な期間の延長

改正点③ 新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

# 1. 関連意匠制度の概要

- ・「一つのデザイン・コンセプト」から創作された多数のバリエーションの意匠について、同等の価値を有するものとして保護するもの
- ・ 関連意匠も、各々について独自に権利を行使することが可能

## 現行意匠法における関連意匠の意匠登録を受けるための要件

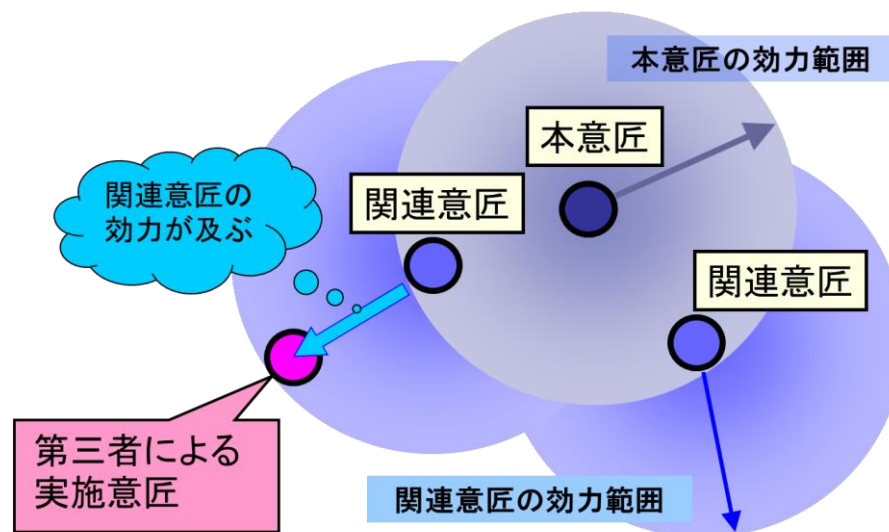
- ・ 本意匠の出願人（意匠登録後は意匠権者）と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること
- ・ 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること
- ・ 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であること
- ・ 関連意匠にのみ類似する意匠ではないこと

### 関連意匠登録事例：包装用容器



※説明上、その他の図等は省略した

### 関連意匠の効力範囲



# 目次

## 1. 関連意匠制度の概要

## 2. 関連意匠制度に係る令和元年意匠法改正の概要

## 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

改正点①「関連意匠のみに類似する意匠」の登録可能化

改正点② 関連意匠の出願可能な期間の延長

改正点③ 新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

## 2. 関連意匠制度に係る令和元年意匠法改正の概要

関連意匠制度に関する令和元年意匠法改正の主な改正点は以下のとおり。  
本意匠審査基準ワーキンググループにおいては、これらの改正に則した審査の運用、及び意匠審査基準上明記すべき事項について検討を行う。

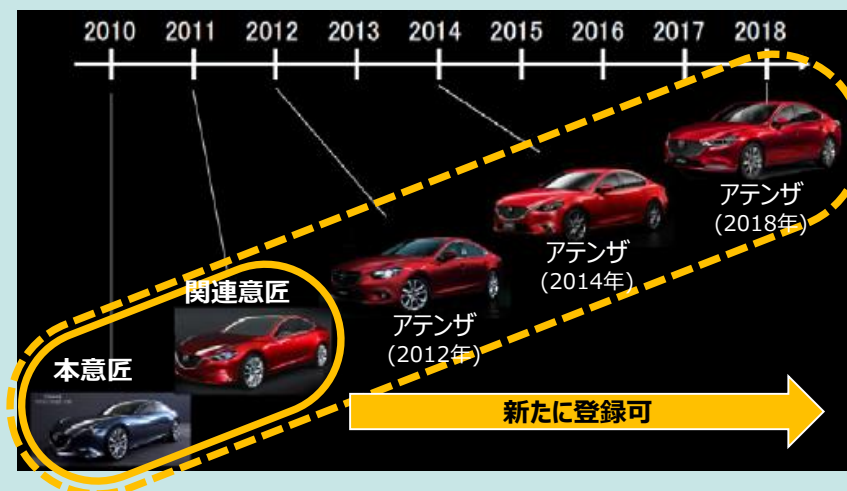
### 「関連意匠」に係る令和元年意匠法改正の主な改正点

- 改正点 1** 「関連意匠のみに類似する意匠」の登録可能化
- 改正点 2** 関連意匠の出願可能な期間の延長
- 改正点 3** 新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

#### ▶改正の背景

現行制度では、関連意匠の出願可能時期が本意匠の意匠公報発行前まで（本意匠出願から8か月程度）に限定され、関連意匠のみに類似する意匠は登録できないことから、長期的な市場動向等に応じて進化していく意匠の効果的な保護が困難であった。

そこで、一貫したデザインコンセプトによるブランド構築を支援するため、「関連意匠」の概念の拡張、出願時期及び登録期間の観点により、関連意匠制度の拡充を行った。



(参考) マツダの「魂動」シリーズ

# (参考) 関連意匠制度に関する改正条文 (見出し一覧)

## 第10条

第1項 関連意匠の出願可能期間延長

〃 関連意匠の設定登録時の本意匠の存続の要件化

第2項 自己の本意匠に係る公知意匠についての新規性要件及び創作非容易性の要件の適用除外

第3項 第3条の2ただし書の適用範囲の拡大

第4項 連鎖する関連意匠の保護

第5項 連鎖する関連意匠の出願可能期間

第6項 本意匠の専用実施権設定時の関連意匠の登録不可

第7項 連鎖する関連意匠を含む関連意匠同士の先願主義の適用除外

第8項 自己の本意匠に連鎖する段階的な関連意匠に係る公知意匠についての新規性要件及び創作非容易性の要件の適用除外

**第21条** 第2項 関連意匠の存続期間 (基礎意匠の出願日から25年)

**第22条** 基礎意匠と関連意匠の分離移転不可

**第26条の2** 第2項 意匠権の移転の特例

**第27条** 基礎意匠と関連意匠の専用実施権の設定

**第60条の8** 第2項及び第3項 国際登録を基礎とする意匠権を本意匠とする場合の関連意匠の登録の特例

# (参考) 関連意匠制度に関する改正条文 (1 / 2)

## (関連意匠)

- 第十条** 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第十五条において準用する特許法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A（2）の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前である場合に限る。第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。
- 2** 第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。
- 3** 第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条の二ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。」とあるのは、「当該先の意匠登録出願について第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求したときは、第二十条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものに限る。」とする。
- 4** 第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。
- 5** 前項の場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠」とする。
- 6** 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、第一項及び第四項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。
- 7** 関連意匠の意匠登録出願があつた場合において、当該意匠登録出願が基礎意匠（当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。）に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する二以上の意匠の意匠登録出願であつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。
- 8** 前項に規定する場合において、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠（当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、又は当該関連意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、若しくは放棄されたときを除く。）と同一又は類似のものは、第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

# (参考) 関連意匠制度に関する改正条文 (2 / 2)

## (存続期間)

**第二十一条** 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、意匠登録出願の日から二十五年をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠登録出願の日から二十五年をもつて終了する。

## (関連意匠の意匠権の移転)

**第二十二条** 基礎意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

2 基礎意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該基礎意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

## (意匠権の移転の特例)

### 第二十六条の二

2 基礎意匠又は関連意匠の意匠権についての前項の規定による請求は、基礎意匠又は関連意匠の意匠権のいずれかの消滅後は、当該消滅した意匠権が第四十九条の規定により初めから存在しなかつたものとみなされたときを除き、することができない。

## (専用実施権)

**第二十七条** 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、基礎意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、基礎意匠及び全ての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

3 基礎意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該基礎意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、全ての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

## (関連意匠の登録の特例)

**第六十条の八** 本意匠の意匠登録出願と関連意匠の意匠登録出願の少なくともいずれか一方が国際意匠登録出願である場合における第十条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定の適用については、同条第一項中「又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは、「若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」とする。

2 本意匠の意匠権が第六十条の十四第二項の国際登録を基礎とした意匠権である場合における第十条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第四十四条第四項」とあるのは、「第六十条の十四第二項」とする。

3 基礎意匠に係る一又は二以上の関連意匠の意匠権が第六十条の十四第二項の国際登録を基礎とした意匠権である場合における第十条第八項の規定の適用については、同項中「第四十四条第四項」とあるのは、「第四十四条第四項若しくは第六十条の十四第二項」とする。

## (意匠法の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 第三条の規定による改正後の意匠法（以下この条において「新意匠法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二号及び第三号、第六条第三項、第四項及び第七項、第八条、第八条の二、**第十条**（同条第一項中「第四十三条第一項」の下に「、第四十三条の二第一項」を加える部分を除く。）、第十七条第一号、**第二十一条**、第四十二条第一項第二号、第四十八条第一項第一号、第六十条の八並びに第六十条の第二十一第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする意匠登録出願について適用し、施行日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。



# 目次

## 1. 関連意匠制度の概要

## 2. 関連意匠制度に係る令和元年意匠法改正の概要

## 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

改正点①「関連意匠のみに類似する意匠」の登録可能化

改正点② 関連意匠の出願可能な期間の延長

改正点③ 新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

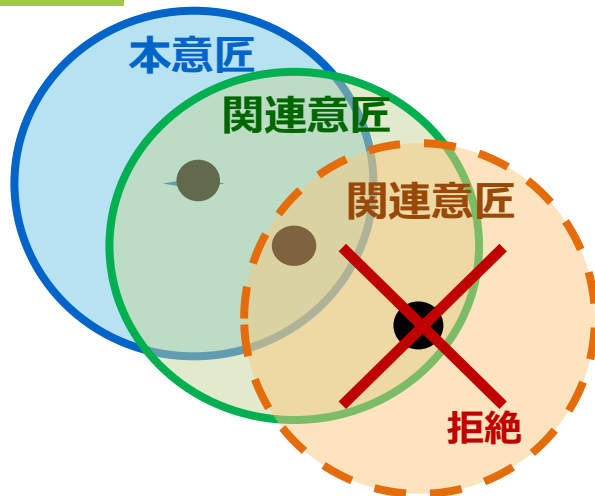
#### 改正点① 関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録可能化

現行法においては、関連意匠にのみ類似する意匠は、登録を受けることができないが（意匠法第10条第3項）、令和元年意匠法改正により、関連意匠にのみ類似する関連意匠についても、登録を受けられることとなった（改正意匠法第10条第4項）。

#### 現行意匠法第10条第3項

第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。

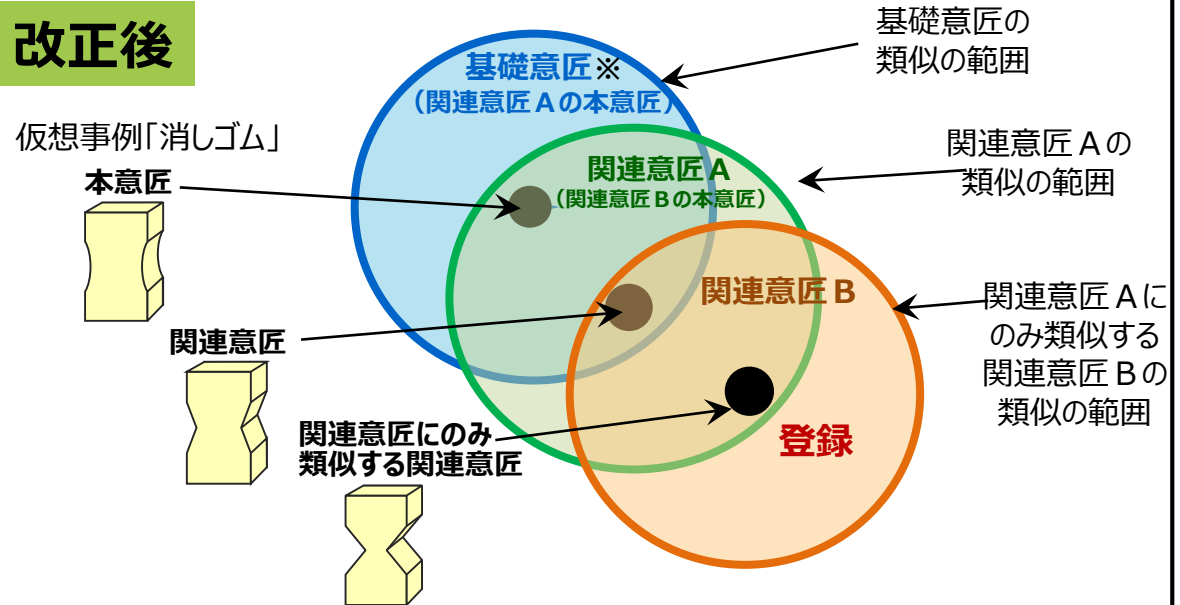
#### 現行法



#### 改正意匠法第10条第4項

第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。

#### 改正後



※最初に本意匠として選択した一の意匠を「基礎意匠」という(10条7項)。詳細は次頁へ

### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

#### 改正点① 関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録可能化

最初に本意匠として選択した意匠を「基礎意匠」という。

#### 改正意匠法第10条第4項

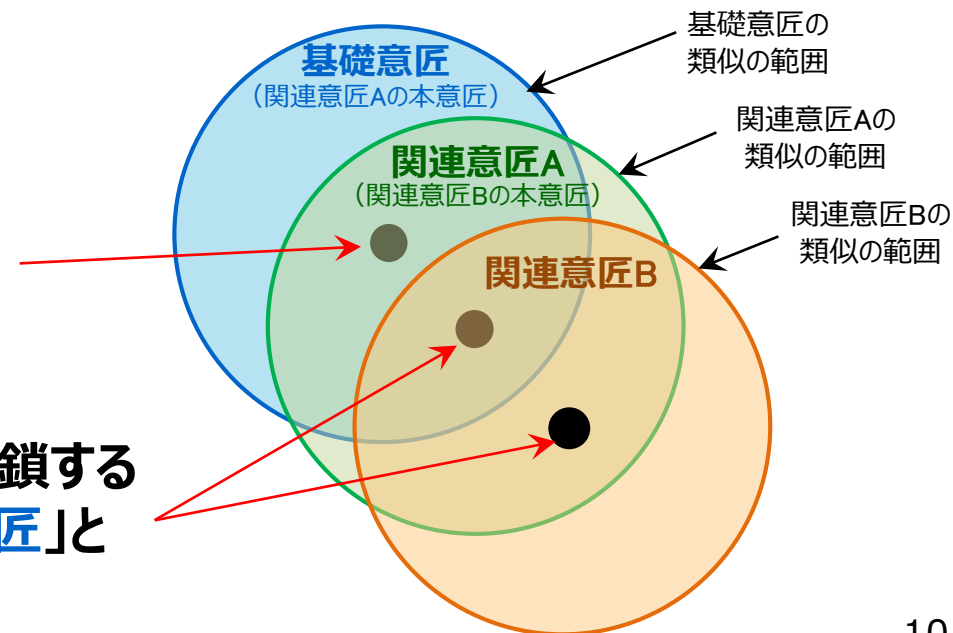
第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。

同第10条第7項 関連意匠の意匠登録出願があつた場合において、当該意匠登録出願が **基礎意匠**（当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。）に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する二以上の意匠の意匠登録出願であつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

#### 改正後

※最初に本意匠として選択した一の意匠を「**基礎意匠**」という（10条7項）

※基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠を「**基礎意匠に係る関連意匠**」という（10条7項）



### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

#### 改正点① 関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録可能化

改正点①の、関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録可能化、及びそれに伴い、最初に本意匠として選択した意匠を「基礎意匠」ということとしたことに則して、以下の各点について、意匠審査基準の改訂を行ってはどうか。

#### 基準改訂点 1

関連意匠にのみ類似する意匠は意匠登録を受けることができないと記載する、現行意匠審査基準73.1.3を、削除する。

##### 現行基準

#### 73.1.3 関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い ※削除

意匠登録を受ける自己の関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠法第10条第3項の規定により、意匠登録を受けることができない。

関連意匠にのみ類似する意匠とは、意匠登録を受ける自己の関連意匠に類似する意匠であって、その関連意匠に係る本意匠に類似しないものをいう。

#### 基準改訂点 2

本意匠のうち、最初に選択されたものを「基礎意匠」という旨を、意匠審査基準上に明記する。

##### 改訂案

#### 3.1 関連意匠に係る用語の記載

関連意匠として登録を受けるためには、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうち一の意匠を選択しなければならないが、この選択された意匠のことを「本意匠」という（意匠法第10条第1項）。

また、本意匠のうち最初に選択されたもの、すなわち、「本意匠」であって他の意匠の関連意匠でないものを「基礎意匠」という（意匠法第10条第7項）。

この部においては、基礎意匠にのみ該当する事項については「基礎意匠」と、基礎意匠だけでなく、その他の本意匠にも該当する事項については「本意匠」と記載する。

# 目次

## 1. 関連意匠制度の概要

## 2. 関連意匠制度に係る令和元年意匠法改正の概要

## 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

改正点①「関連意匠のみに類似する意匠」の登録可能化

改正点② 関連意匠の出願可能な期間の延長

改正点③ 新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定の一部適用除外化

# 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

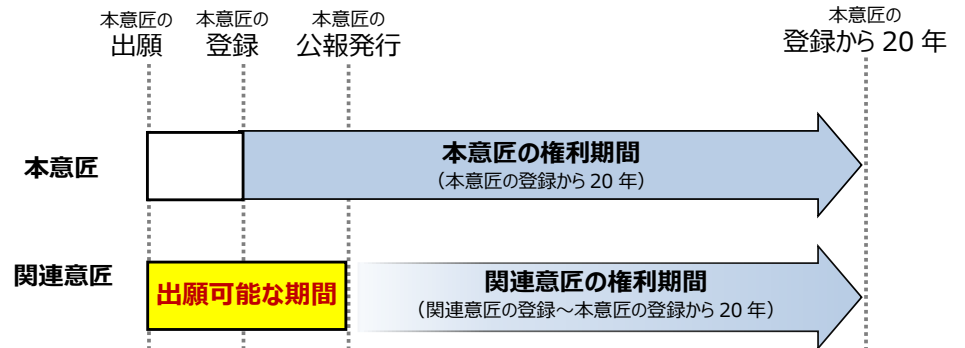
## 改正点② 関連意匠の出願可能な期間の延長

令和元年意匠法改正により、関連意匠の出願可能な期間は、「基礎意匠」の出願の日から10年を経過する日前までとなる。（改正意匠法第10条第1項）。

また、関連意匠の権利期間は「基礎意匠」の出願日から25年（改正意匠法第21条第2項）となる。

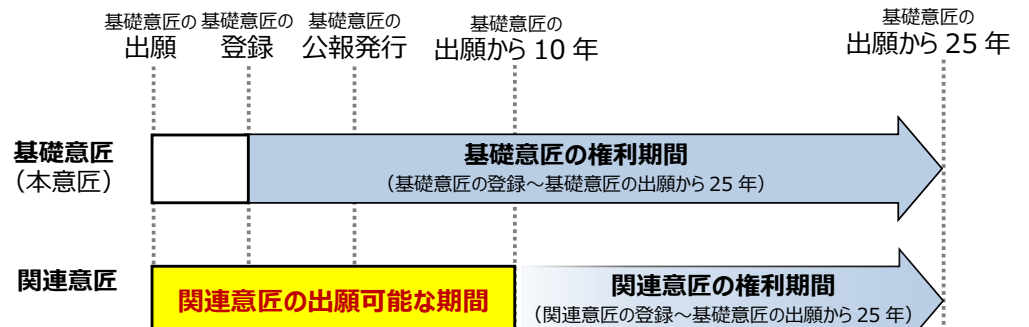
**現行意匠法第10条第1項** 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（中略）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

### 現在の関連意匠制度



**改正意匠法第10条第1項** 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（中略）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。

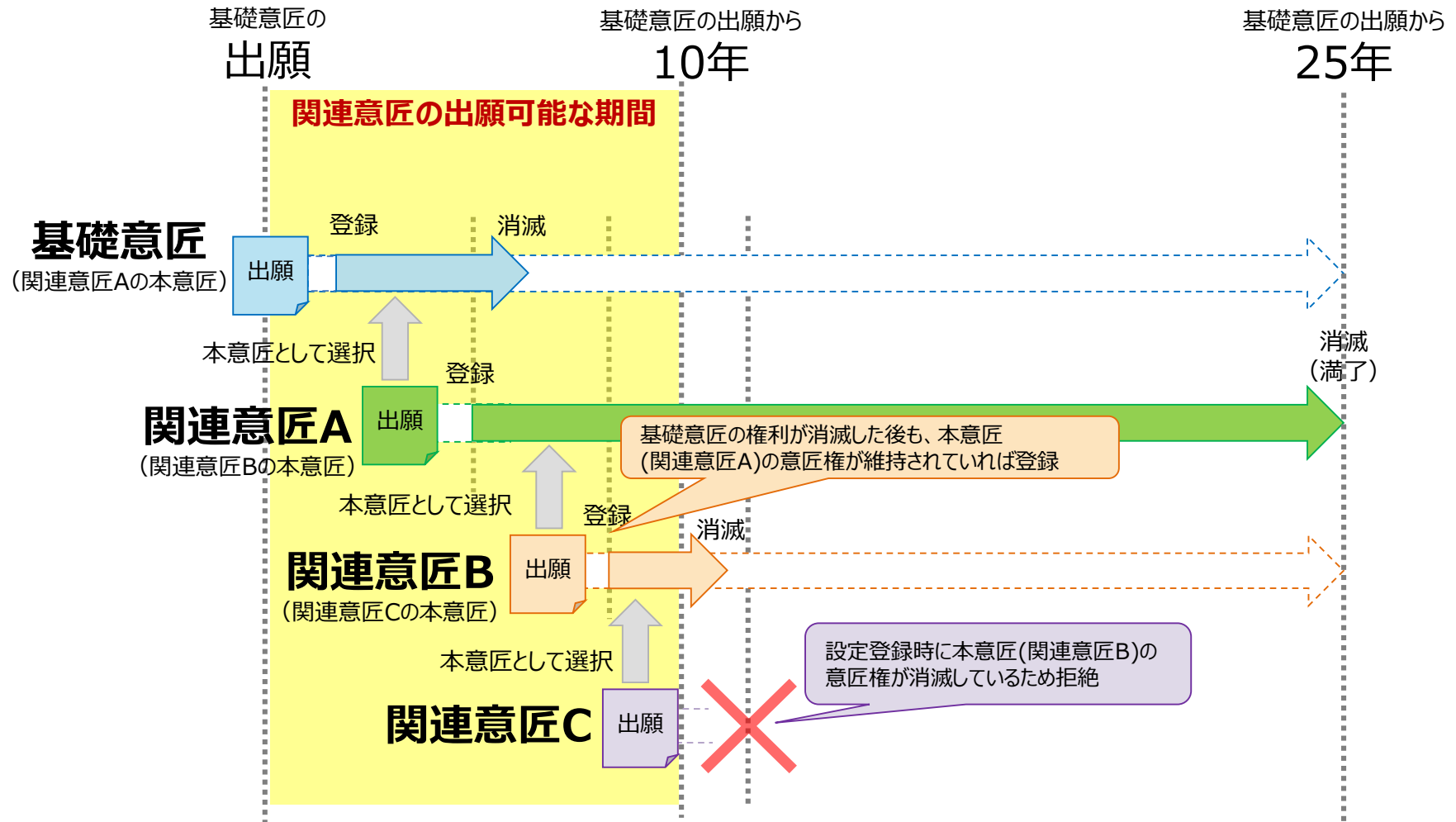
### 改正後の関連意匠制度



### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

#### 改正点② 関連意匠の出願可能な期間の延長

改正後の関連意匠の出願可能な期間は前ページのとおりであるが、「本意匠」の意匠権が消滅等した後は関連意匠を登録することができない（改正意匠法第10条第1項）。また、本意匠に専用実施権が設定されている場合は関連意匠を登録することができない。



# 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

## 改正点② 関連意匠の出願可能な期間の延長

改正点② 関連意匠の出願可能な期間の延長に伴い、以下の各点について、意匠審査基準の改訂を行ってはどうか。

### 基準改訂点 1

現行意匠審査基準73.1.1.3の出願時期に係る要件の項の記載を修正し、関連意匠の出願は、基礎意匠の意匠登録出願の日（優先権主張の効果が認められる場合は優先日）以後、10年を経過する日前に出願されたものでなければならない旨を明記する。

#### 現行基準

73.1.1.3 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に出願された意匠登録出願であること

関連意匠の意匠登録出願の出願日が、本意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。※）の発行の日前である場合は、意匠法第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、関連意匠について意匠登録を受けることができる。この意匠公報には、秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報のうち、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容の掲載されていない意匠公報（秘密意匠に係る1回目の意匠公報が含まれるため、本意匠が秘密にすることを請求した意匠であっても、通常の意匠と同じく1回目の意匠公報の発行の日前までの関連意匠の意匠登録出願であることが要件となる。

※ この意匠公報には、国際意匠登録出願の場合における国際公表の国際意匠公報は含まれないが、当該国際公表された国際意匠公報に掲載された意匠は、意匠法第3条第1項第2号に規定する意匠（日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠）に該当することに注意を要する。

#### 改訂案

3.3.3 基礎意匠の意匠登録出願の日以後、10年を経過する日前に出願された意匠登録出願であること

関連意匠は、その意匠登録出願の出願日が、基礎意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、出願日から10年経過する日前でなければならない。

なお、基礎意匠の意匠登録出願の出願日及び関連意匠の出願日のいずれについても、優先権主張の効果が認められる場合は、意匠法第10条第1項の規定の適用については優先日に基づき判断される。



# 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

## 改正点② 関連意匠の出願可能な期間の延長

### 基準改訂点2 本意匠の意匠権が消滅していないこと、との要件を新たに明記する。

#### 改訂案 3.4.1 本意匠の意匠権が消滅等していないこと

関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第44条第4項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、意匠法第10条第1項の規定に従い関連意匠を登録することはできない。

よって、審査官は、関連意匠に対し意匠登録をすべき旨の査定をしようとするとき、その本意匠の意匠権が第44条第4項の規定により消滅していないこと、無効にすべき旨の審決が確定していないこと、及び放棄されていないことを確認する。

### 基準改訂点3 現行意匠審査基準73.1.2 の、「本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合の取扱い」の記載を、改正後の条文に則して修正する。

#### 現行基準 73.1.2 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合の取扱い

専用実施権が設定されている意匠権に係る意匠を本意匠とする関連意匠については、意匠法第10条第2項の規定により、意匠登録を受けることができない。

本意匠及びその関連意匠の意匠権についての専用実施権は、意匠法第27条第1項の規定により、全ての意匠について同一の者に対して同時に設定しなければならない。

#### 改訂案 3.4.2 本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないこと

専用実施権が設定されている意匠権に係る意匠を本意匠とする関連意匠については、意匠法第10条第6項の規定により、意匠登録を受けることができない。よって、審査官は関連意匠に対し意匠登録をすべき旨の査定をしようとするとき、その本意匠に専用実施権が設定されていないことを確認する。

なお、本意匠に専用実施権が設定されている場合であっても、当該専用実施権の抹消（注）が登録された場合は、当該本意匠に対して関連意匠を登録することが可能となる。

（注）意匠法第27条第1項の規定により、この場合、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権の抹消登録は、全ての意匠について同時に設定しなければならない。

# 目次

## 1. 関連意匠制度の概要

## 2. 関連意匠制度に係る令和元年意匠法改正の概要

## 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

改正点①「関連意匠のみに類似する意匠」の登録可能化

改正点② 関連意匠の出願可能な期間の延長

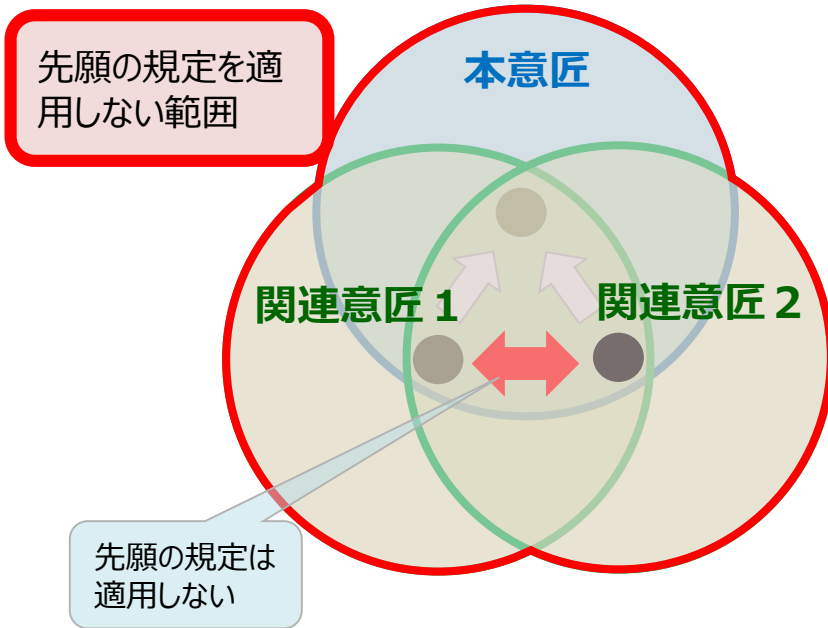
改正点③ 新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

#### 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

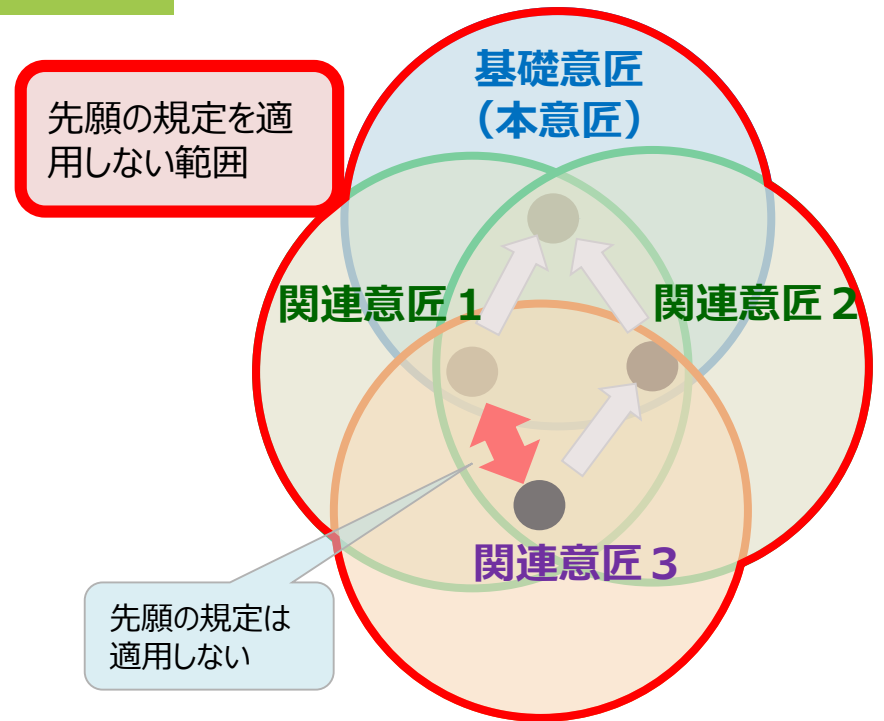
(a) 現行法では、先願の規定は他の関連意匠との間で適用しない、とされているが（現行意匠法第10条第4項）、令和元年意匠法改正により、基礎意匠に係る他の関連意匠との間においても先願の規定を適用しないこととなった（改正意匠法第10条第7項）。

#### 現行法



**現行意匠法第10条第4項** 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

#### 改正法



**改正意匠法第10条第7項** 関連意匠の意匠登録出願があつた場合において、当該意匠登録出願が基礎意匠（当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。）に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する二以上の意匠の意匠登録出願であつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

#### 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

(a) 改正点③のうち、先願の規定の一部適用除外化に伴い、以下の点について、意匠審査基準の改訂を行ってはどうか。

#### 基準改訂点 1

現行意匠審査基準「73.1.4 本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い」の項を、改正法の内容に則して、「基礎意匠に係る関連意匠同士が類似する場合の取扱い」として、修正する。

#### 現行基準

#### 73.1.4 本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い

関連意匠の意匠権同士は、本意匠と共に存続期間や移転及び専用実施権の設定について制限を受け、重複部分に関する調整を受けるものであることから、意匠法第10条第4項の規定により、一の本意匠に係る関連意匠同士が類似することをもって、意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない。

本意匠が消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とする。

本意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定で消滅した場合及び本意匠の意匠登録出願の日が意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号。以下「改正法」という。）の施行の前で改正法附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号。以下「旧意匠法」という。）第二十一条第一項の規定により存続期間が終了した場合に、関連意匠の意匠権は存続するが、このときに存続することとなる類似する関連意匠同士についても、それぞれの意匠が同等の創作的価値を有していること、及び権利関係の安定性の確保を考慮して、本意匠を中心として設けられた制限関係を有したまま存続することとし、関連意匠同士が類似することをもって意匠法第9条第1項及び第2項の規定には該当しないものとする。

#### 改訂案

#### 3.5 先願の規定の適用について

審査官は、基礎意匠及び当該基礎意匠に係る関連意匠がそれぞれ類似する場合、それらの間において意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない（意匠法第10条第1項、同第4項、同第7項）。

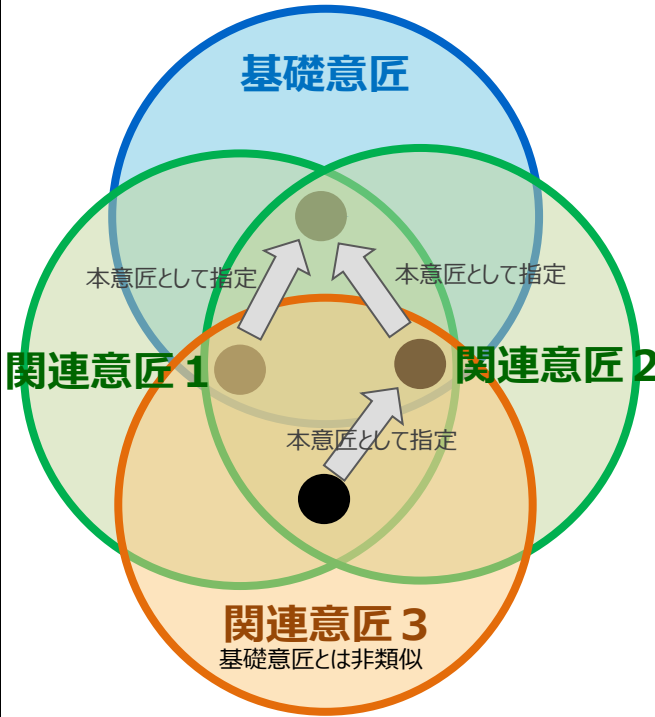
また、基礎意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定で消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とし、一の基礎意匠に係る関連意匠同士が類似する場合であっても、意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない。

# 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

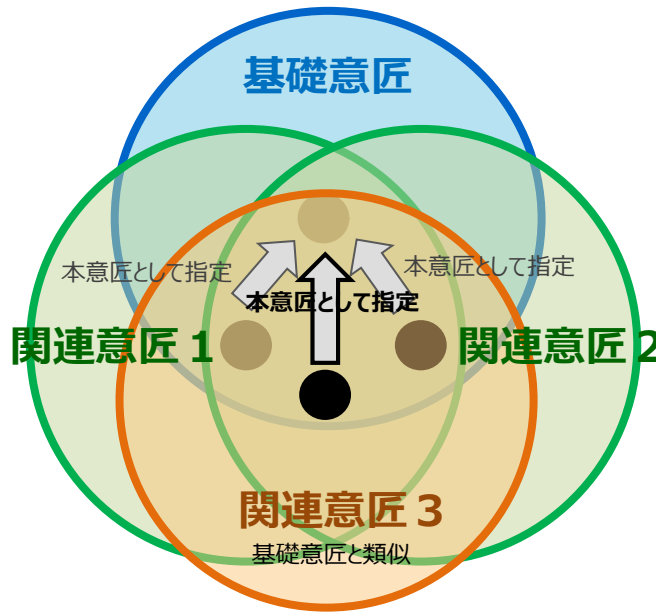
## 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

### 改訂案

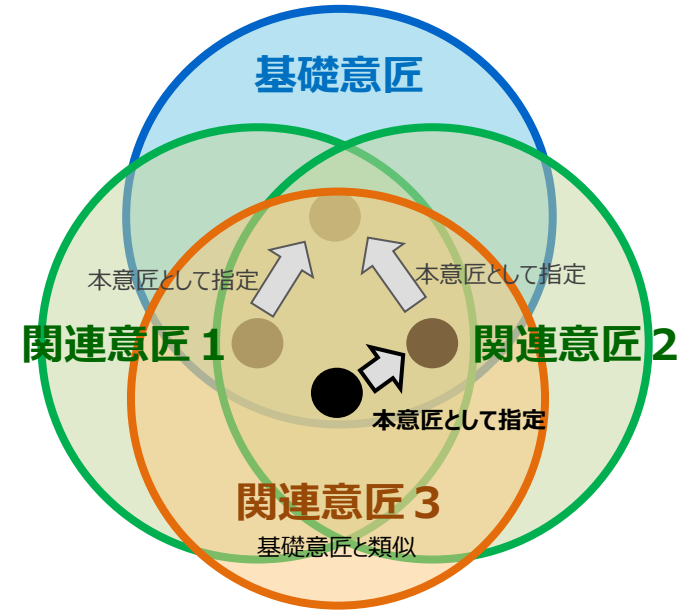
【事例1】以下のいずれの意匠との間においても先願(9条)の規定を適用しない



【事例2】以下のいずれの意匠との間においても先願(9条)の規定を適用しない



【事例3】以下のいずれの意匠との間においても先願(9条)の規定を適用しない



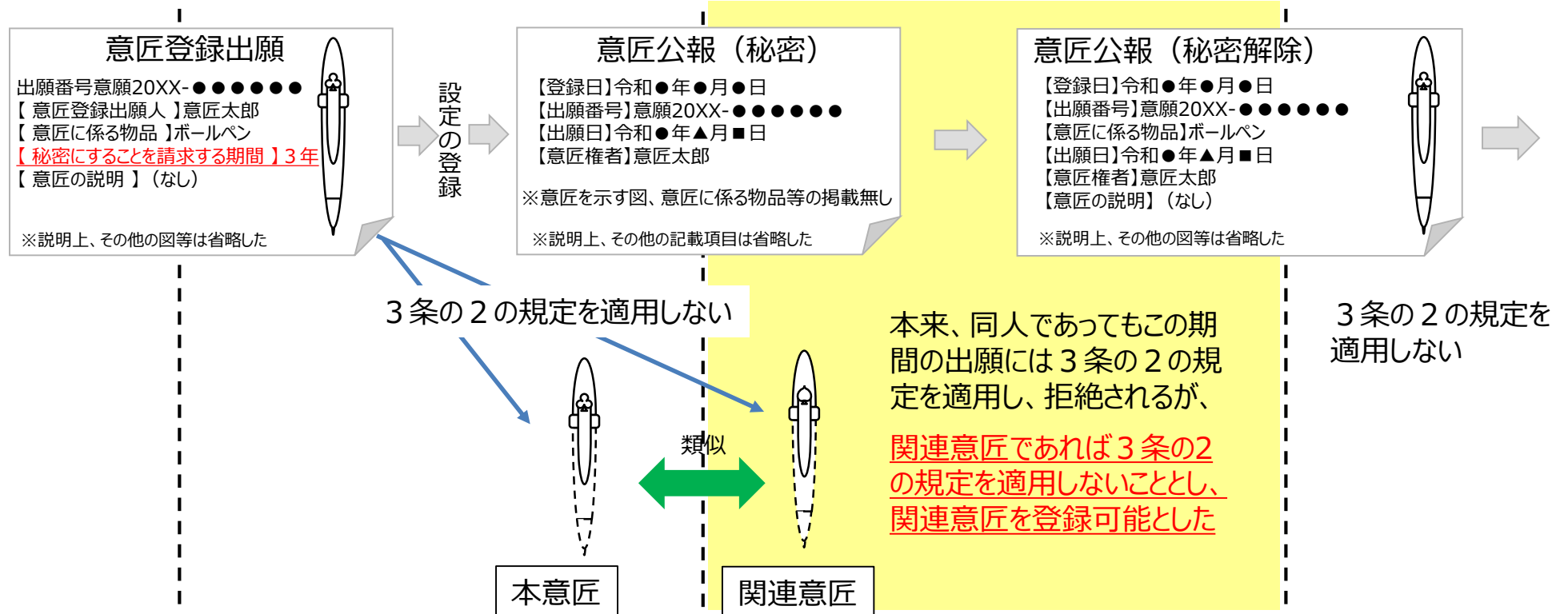
### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

#### 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

(b) 現行意匠法では、第3条の2（先願意匠の一部と同一又は類似）の規定は、先の出願が秘密意匠の場合であって、（秘密の）意匠公報発行から秘密意匠解除公報までに出願された場合は、同一出願人であっても適用される（第3条の2ただし書）。

令和元年改正意匠法では、後願が関連意匠として登録する場合には、同一出願人の先願は意匠法第3条の2の規定が適用されないこととなった（改正意匠法第10条第3項）。

#### 同一出願人への意匠法第3条の2（先願の一部と同一又は類似）の規定の適用



### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

#### 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

(b) 改正点③のうち、意匠法第3条の2（先願意匠の一部と同一又は類似）の規定の適用除外化に伴い、以下の点について、意匠審査基準の改訂を行ってはどうか。

#### 基準改訂点 1

意匠審査基準上の関連意匠の部に、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用に関する項目を、新たに明記する。

#### 改訂案

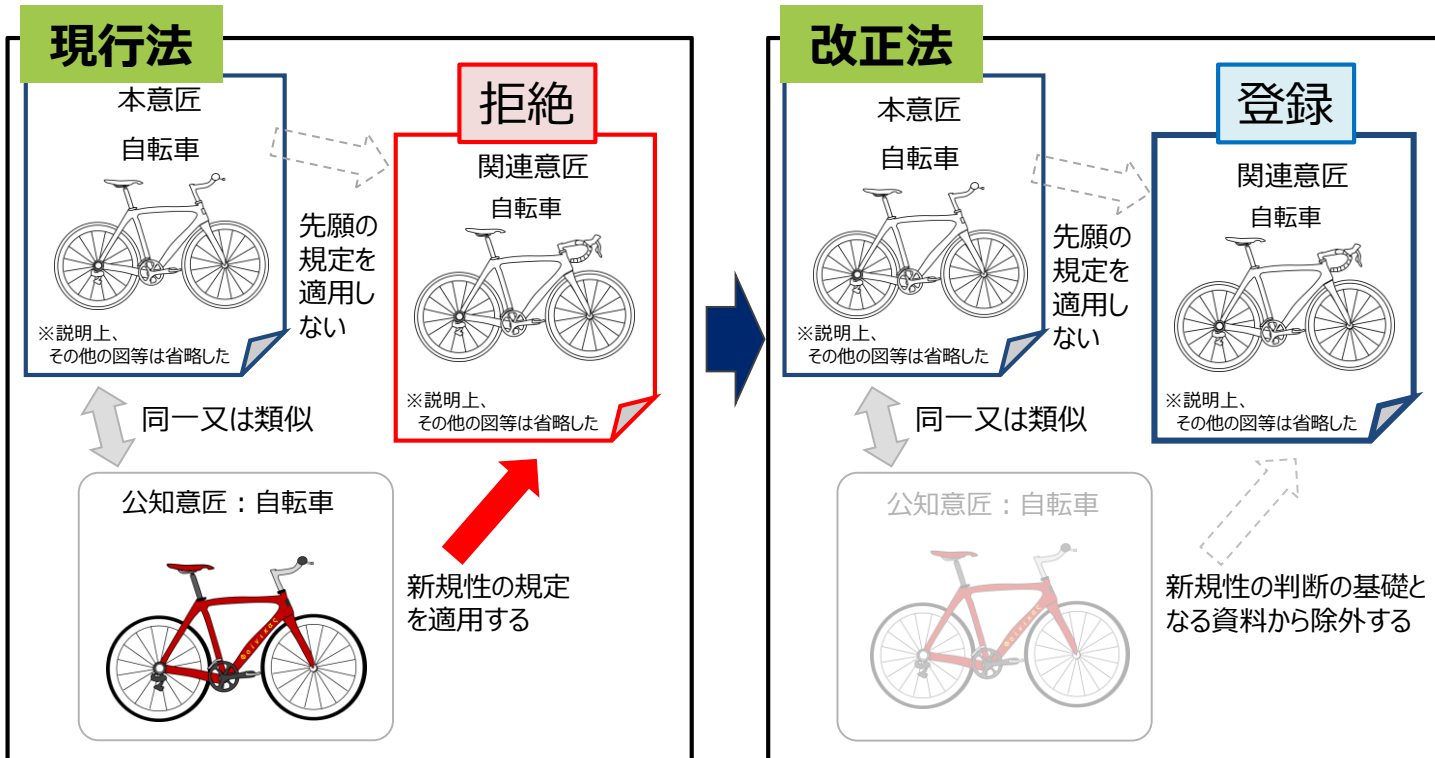
#### 3.6 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用について

先の意匠登録出願の出願人と関連意匠の意匠登録出願の出願人とが同一の者である場合は、審査官は、意匠法第3条の2において規定する、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用は行わない（意匠法第10条第3項）。

### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

#### 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

(c) 関連意匠として登録される場合、「**自己の意匠**」※のうち、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する公知意匠は、新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外されることとなった（改正意匠法第10条第2項及び同条第8項）。



**改正意匠法第10条第2項** 第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

**同第8項** 前項に規定する場合において、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠（当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、又は当該関連意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、若しくは放棄されたときを除く。）と同一又は類似のものは、第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

※「自己の意匠」については、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠の出願日以降の意匠に限られる。なお、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠の出願日より前の自己の公知となった意匠について、第4条に基づく新規性の喪失の例外の適用を受けているものについては、新規性及び創作非容易性の引例から除外される。



### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

#### 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

(c) 「自己の意匠」とは、自らが意匠権又は意匠登録を受ける権利を有している意匠をいう。  
「自己の意匠」のうち、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する公知意匠は、新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外されることとなったことに伴い、以下の各点について、改正法に則した運用を、意匠審査基準上に明記すべきではないか。

- (ア) 「自己の意匠」のうち基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する公知意匠は、新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外されることとなった点
- (イ) 消滅した意匠に関する新規性等の適用除外の考え方
- (ウ) 「自己の意匠」の判断における考慮事項
- (エ) 基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠である場合の扱い
- (オ) 他人の創作が加えられた公知意匠の扱い

※上記 (イ) ないし (オ) の具体的内容については、次ページ以降へ

# 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

## 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

### 基準改訂点

(ア)「自己の意匠」のうち基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する公知意匠は、新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外されることとなった点等を明記する。

### 改訂案

#### 3.7 新規性及び創作非容易性の規定の適用について

公知となった、関連意匠の意匠登録出願の出願人の意匠（以下、「自己の意匠」という。）のうち、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠については、審査官は、当該関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する（意匠法第10条第2項、同第8項）。

##### 3.7.1 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における自己の意匠とは

自己の意匠とは、関連意匠の意匠登録出願人自らが意匠権又は意匠登録を受ける権利を有している意匠をいう。

##### 3.7.2 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定が適用される公知意匠の公開時期等

審査官は、公知となった自己の意匠であって、以下の（1）ないし（3）のいずれかに該当するものに限り、意匠法第10条第2項又は同第8項の規定を適用する。

- （1）基礎意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠の出願時（優先権主張の効果が認められる場合は、当該優先権主張の基礎となる第一国の出願日。以下、3.7.2内において同じ。）以降に公知となったもの
- （2）基礎意匠に係る各関連意匠とそれぞれ同一又は類似する意匠であって、対応する当該各関連意匠の出願時以降に公知となったもの
- （3）基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠であって、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠において、新規性喪失の例外の規定が適用されている意匠

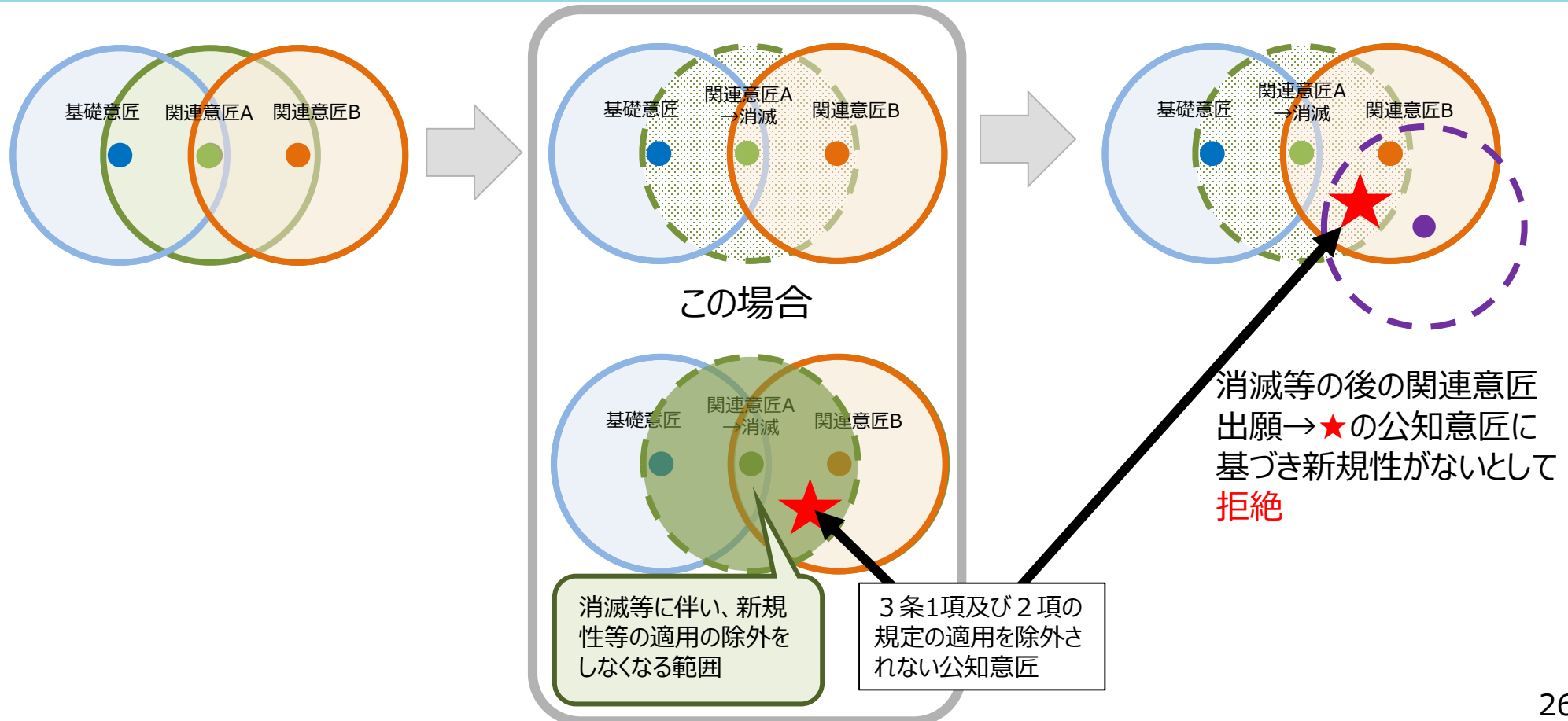
（注）外国等において公知となった意匠の場合には、上記（1）又は（2）の判断にあたり、時差も考慮して判断する。

### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

#### (イ) 消滅した意匠に関する新規性等の規定の適用除外の考え方

公知意匠が、同じ基礎意匠に係る、消滅等した関連意匠（意匠権が、①登録料を定められた期間内に納付せず消滅したもの、②無効にすべき審決が確定したもの、又は、③放棄されたもの）に類似している場合は、権利が維持されている関連意匠にも類似していても、新規性等の規定を適用をする旨を基準上明記してはどうか。



## 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

### 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

#### 基準改訂点

(イ) 消滅した意匠に関する新規性等の適用除外の考え方を明記する。

#### 改訂案

### 3.7.3 消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第10条第8項の規定の適用について

審査官は、公知となった自己の意匠が、出願された意匠の基礎意匠に係る関連意匠のうち、以下の(1)ないし(7)のいずれかと同一又は類似のものであるときは、意匠法第10条第8項の規定の適用をせず、出願された関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。

- (1) 当該関連意匠の意匠登録出願が放棄されたとき
- (2) 当該関連意匠の意匠登録出願が取り下げられたとき
- (3) 当該関連意匠の意匠登録出願が却下されたとき
- (4) 当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したとき
- (5) 当該関連意匠の意匠権が意匠法第44条第4項の規定により消滅したとき
- (6) 当該関連意匠の意匠権を無効にすべき旨の審決が確定したとき
- (7) 当該関連意匠の意匠権が放棄されたとき

(注) 公知となった自己の意匠が、出願された意匠の基礎意匠と同一又は類似のものであるときも同様の取扱いとし、基礎意匠の意匠権が上記(5)ないし(7)と同様に消滅等したときは、意匠法第10条第8項の規定の適用をせず、出願された関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。

### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

#### 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

##### (ウ)「自己の意匠」の判断における考慮事項

公知意匠では、実施者が明確に示されていないことや、製造者、販売者等、関係者が混在して書かれていることがある。また、実施品について商標や製品番号、販売店などの情報、曖昧な説明が付随していることがあり、製造者等が推測できることもある。

これらの公知意匠の性質を踏まえ、審査官は、以下の各点等を考慮しつつ、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外するか否かを判断する旨を、意匠審査基準上に明記してはどうか。

##### ①公知意匠に表された商標や標章の扱い

公知意匠に示されている標章等が、当業者の一般的な知識から出願人の標章等であることが明らかな場合は「自己の意匠」と扱う。

##### ②ライセンサーによる実施の扱い

公知意匠が、関連意匠の意匠登録出願の出願人から意匠権の実施の許諾を受けて実施していることが推測できる場合は、「自己の意匠」と扱う。

##### ③意匠権の移転、商標の変更、事業承継等の扱い

意匠権の移転があり、移転等される前の意匠権者等と公知意匠の公開者が一致する場合、又は公知意匠に関するその他の記載により、関連意匠の意匠登録出願の出願人から、当該公知意匠の実施者に事業承継がなされていることが明確である場合等は「自己の意匠」と扱う。

##### ④共同出願等の扱い

関連意匠の意匠登録出願の出願人が複数の者による共同出願である場合に、公知意匠の実施者に、そのうちの一人が含まれている場合には、「自己の意匠」と扱う。

公知意匠の例



### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

#### 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

#### 基準改訂点

#### (ウ)「自己の意匠」の判断における考慮事項を明記する。

##### 改訂案 3.7.4 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用において考慮する事項

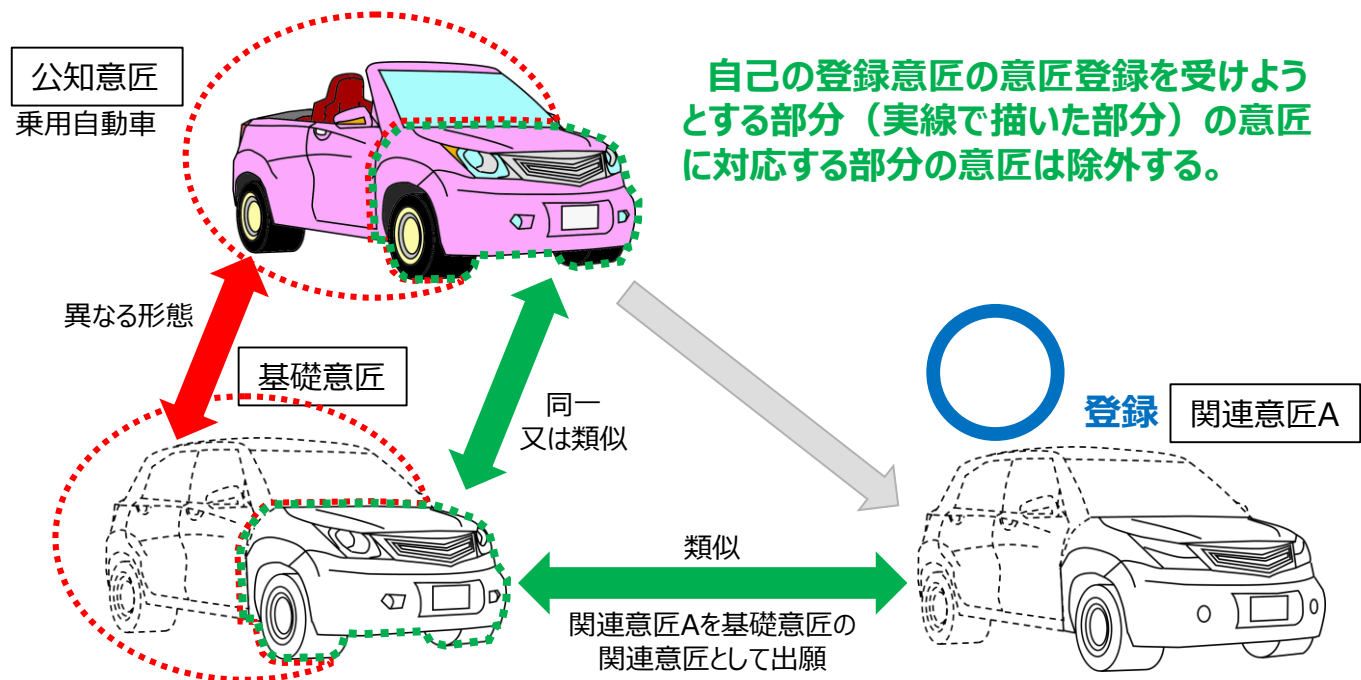
- (1) 公知意匠については、意匠に係る物品等の製造者、販売者等が明記されていない場合も多いことから、審査官は、以下aないしdの各点等を考慮しつつ、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における「自己の意匠」に該当するか否かを判断する。  
なお、意匠法第10条第2項及び同第8項の適用にあたり、公知となった意匠がいずれの者の意匠であるかの判断については、当該公知意匠の公知時を基準として判断する。
- a 公知意匠に示されている標章等が、当業者の一般的な知識から出願人の標章等であることが明らかな場合は「自己の意匠」と扱う。
  - b 公知意匠が、関連意匠の意匠登録出願の出願人から意匠権の実施の許諾を受けて実施していることが推測できる場合は「自己の意匠」と扱う。
  - c 意匠権の移転があり、移転される前の意匠権者と公知意匠の公開者が一致する場合、又は公知意匠に関するその他の記載により、関連意匠の意匠登録出願の出願人から、当該公知意匠の実施者に事業承継がなされていることが明確である場合等は「自己の意匠」と扱う。
  - d 関連意匠の意匠登録出願の出願人が複数の者による共同出願である場合に、公知意匠の実施者にそのうちの一人が含まれている場合は「自己の意匠」と扱う。
- (2) 審査官が新規性又は創作非容易性の判断の根拠として提示した公知意匠について、出願人から、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における「自己の意匠」に該当するとの旨の反論がなされた場合
- a 出願人から、当該公知意匠について、証拠等の裏付けが無く、単に自己の意匠であるとの内容の反論のみがなされた場合  
この場合は、具体的な根拠が示されていないので、審査官はその反論を採用しない。
  - b 出願人から、当該公知意匠について、具体的根拠を示しつつ自己の意匠であるとの内容の反論がなされた場合  
この場合は、審査官は、出願人からの反論を具体的根拠等に照らして検討し、当該公知意匠に対して、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定を適用すべきであるとの心証を形成した場合は、当該公知意匠を新規性又は創作非容易性の判断の根拠とする資料としない。  
他方、出願人からの反論や具体的根拠の内容に疑義を抱かせる証拠を発見した場合は、審査官はその反論を採用しない。

### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

#### 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

##### (工) 基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠である場合の扱い

基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠である場合、公知意匠における当該部分が、基礎意匠（自己の意匠）と同一又は類似であるときは、公知意匠における当該部分を、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外する旨を、基準上明記してはどうか。



【意匠に係る物品】乗用自動車  
【意匠の説明】実線で描かれた部分が意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分とそうでない部分の境界を表す。

【意匠に係る物品】乗用自動車  
【意匠の説明】実線で描かれた部分が意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分とそうでない部分の境界を表す。

### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

#### 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

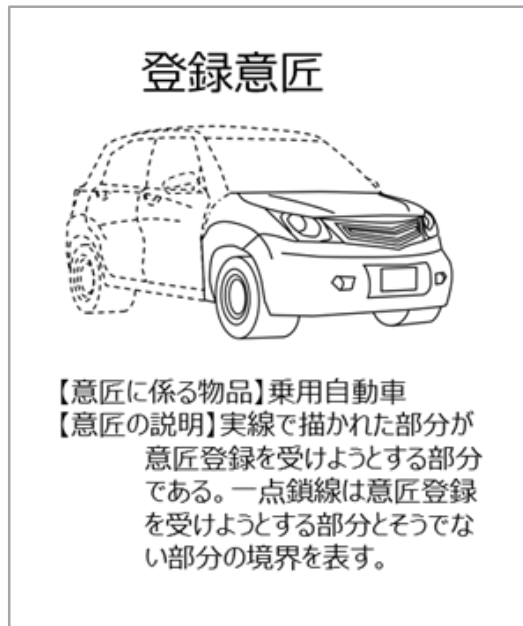
##### 基準改訂点

(工) 基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠である場合の扱いを明記する。

##### 改訂案

#### 3.7.5 基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠である場合の意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用について

基礎意匠やそれに係る関連意匠が部分意匠である場合は、審査官は、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用については、自己の公知意匠における、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠の意匠登録を受けようとする部分に相当する部分を、新規性や創作非容易性の判断の根拠とする資料から除外する。



公知意匠  
(自己の実施した意匠)

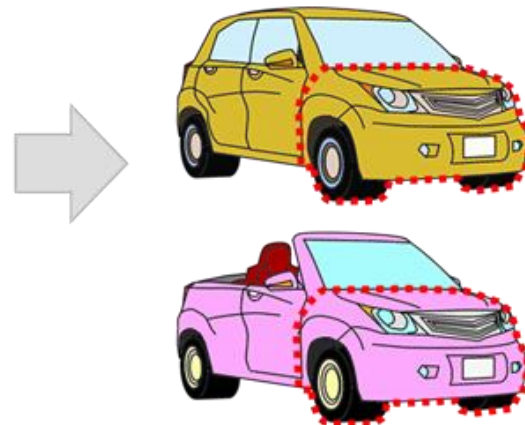


(自己の実施した意匠)



第10条第2項又は第8項の規定を適用する意匠

赤い点線で囲った部分の意匠について、意匠法第10条第2項又は8項の規定を適用する



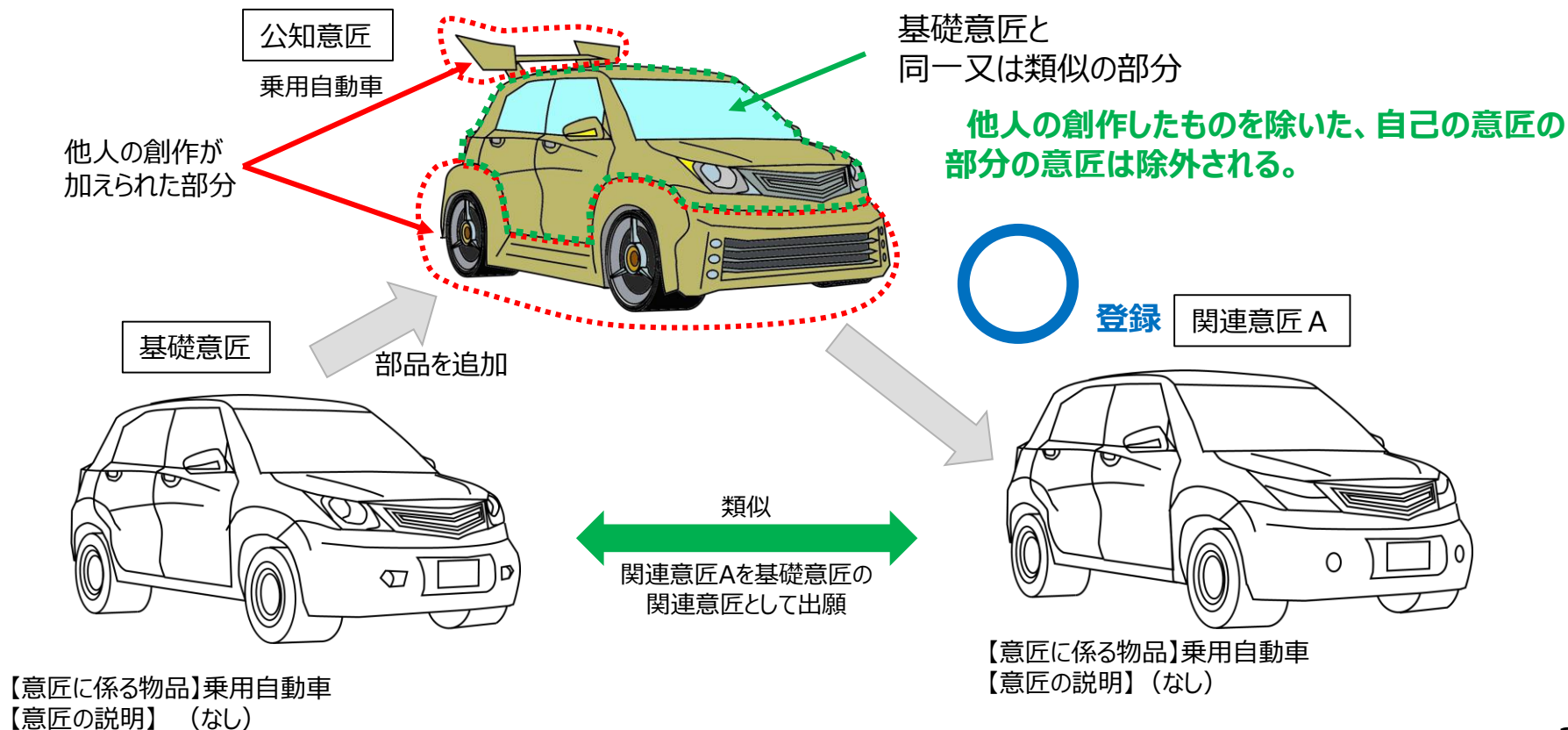


### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

#### 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

##### (オ) 他人の創作したものが加えられた公知意匠の扱い

公知意匠においては、周辺部品メーカーの創作を加えたり、ユーザーが購入後外観を変えたりし、他人の意匠として公開されているものも存在する。このような場合、公知意匠のうち、他人の創作したものを除いた、基礎意匠（自己の意匠）と同一又は類似の部分、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外する旨を、基準上明記してはどうか。



### 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

#### 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

##### 基準改訂点

(オ) 他人が創作したものが加えられた公知意匠の扱いを明記する。

#### 改訂案 3.7.6 公知となった自己の意匠に他人が創作したものが加えられている場合の意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用について

公知となった自己の意匠に他人が創作したものが加えられている場合であっても、自己の意匠を区別して認識出来る場合は、審査官は、他人が創作したものを除いた、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似の意匠を、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外する。

【事例1】基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部品の全体意匠の場合の例



公知意匠  
(自己の実施した意匠)



第10条第2項又は第8項  
の規定を適用する意匠

緑色の点線で囲った部品（部分）の意匠について、  
意匠法第10条第2項又は第8項の規定を適用する

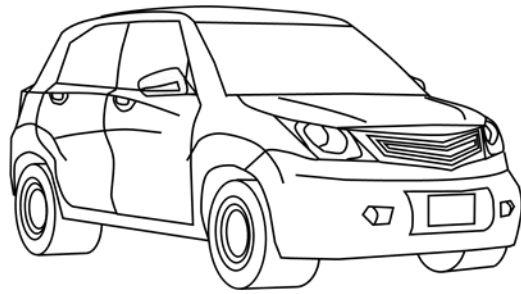
# 3. 関連意匠に係る意匠審査基準の改訂の方向性について

## 改正点③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

### 改訂案

【事例2】完成品の全体意匠の場合の例

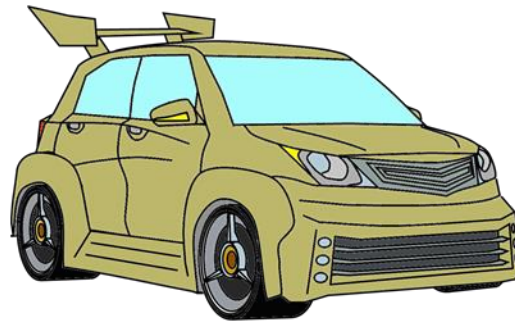
登録意匠



【意匠に係る物品】乗用自動車

※その他の図及び願書の記載は省略した

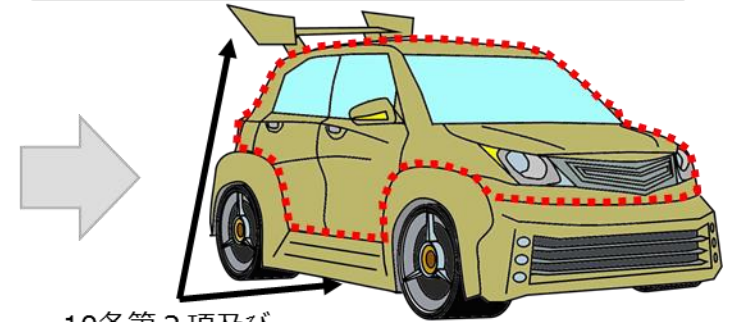
公知意匠



(乗用自動車)

第10条第2項又は第8項  
の規定を適用する意匠

赤い点線で囲った部分の意匠について、意匠法  
第10条第2項又は8項の規定を適用する



10条第2項及び  
8項の規定を適用  
しない部分の意匠